

2026年4月1日

吸収分割に関する事後備置書類

(会社法第791条第1項第1号、第791条第2項、第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

東京都港区海岸一丁目7番1号
株式会社 IDC フロンティア
代表取締役社長 兼 CEO 鈴木 勝久

株式会社 IDC フロンティア（以下「分割会社」といいます。）及びソフトバンク株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025年12月25日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社のデータセンター事業及びクラウド／ネットワークサービスに係る顧客契約に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、会社法第791条第1項第1号、第791条第2項、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による 手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主は、承継会社のみであるため、会社法第784条の2に基づく本吸収分割の差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

承継会社は、分割会社の発行済株式の全部を保有する特別支配会社であるため、会社法 785 条第 2 項第 2 号の規定により、同条第 1 項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、本手続きについて、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

本吸収分割に関して、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 18 日付の官報に掲載するほか、電子公告により債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 789 条の規定による異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、同法第 796 条の 2 柱書ただし書きに該当し、同条に基づく株主の差止請求権は生じません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、同法第 797 条第 1 項ただし書きに該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 18 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行

いましたが、会社法第 799 条の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社の事業のうちデータセンター事業及びクラウド／ネットワークサービスに係る顧客契約に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 本吸収分割に関する変更登記をした日

本吸収分割に関する分割会社及び承継会社の変更登記申請は 2026 年 4 月 6 日に行う予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上